



障害を理由とする差別のないまちに

4月から障害者差別解消法がスタートしました

障がいのある方は、日常生活の中で、さまざまな不便を感じたり、障害があることを理由に、不当な扱いを受けるなど、差別を受けている場合があります。4月からスタートした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）では、国や市などの行政機関や会社、お店などの民間事業者からの「障害を理由とする差別」をなくし、障がいのある方もない方も、お互いに、その方らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指しています。



聴覚に障がいのある方への配慮（筆談での案内）



車いすの方への配慮（施設内移動の補助）



車いすの方への配慮（扉の開閉を補助）



不当な差別的取扱い（お店への入店を拒否）

障害者差別解消法の対象・ポイント

障害者差別解消法は、国や市などの行政機関、会社やお店などの民間事業者を対象とし、障がいのある方への「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」を定めています。「不当な差別的取扱い」は、行政機関、民間事業者共に禁止されています（法的義務）。また、「合理的配慮」は、行政機関は行わなければならない（法的義務）。民間事業者は障がいのある方が困らないように、できるだけ努力をすることになります（努力義務）。

市の取組

市では、法律の施行を受け、市職員が適切に対応するための必要な要領を策定しました。この取組の一環として、各窓口に「筆談ボード」を設置しています。また、市ホームページには、内閣府で作成した民間事業者向けのマニュアルを掲載していますので、参考にしてください。

皆さんが住みやすいまちに

障害は人によってさまざまであり、障がいのある方への理解は深まりつつあるものの、障がいのある方と接する機会が少ない方は、どう接してよいかわからない場合があると思います。市では、この障害者差別解消法が障害のことを理解してもらう機会となり、障がいのある方だけでなく、子どもや高齢者など、困っている方がいれば、声を掛け、配慮をするなど、お互いに助け合い、地域に住む

障害を理由とする差別の禁止

不当な差別的取扱い

障害があることを理由に、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限をする行為は、「不当な差別的取扱い」となります。

- 具体例（改善を必要とする例）
- * レストランに入ろうとしたら、車椅子を利用していることを理由に入店を断られた。
- * アパートを借りる際、障害があることを伝えると、障害を理由に貸してもらえなかった。

合理的配慮の提供

障がいのある方から、困っているときに手を貸してほしいなどの意思表示があった場合に、負担になり過ぎない範囲で、その方の障害に合った工夫や方法で必要な配慮をすることを「合理的配慮」といいます。

- 具体例（好ましい例）
- * 車椅子の方に対して、施設内の段差があるところにスロープを設置したり、移動の手助けをする。
- * 聴覚障がいのある方に対し、手話や筆談で対応する。

障害者差別解消法 Q&A

Q この法律で対象となる障がいのある方とは？

A 障がいのある方全てが対象となります。障害者手帳を持っていない方も対象となります。

Q 個人的に障がいのある方と接する場合などは対象となりますか？

A 障害者差別解消法では、個人的に障がいのある方と接する場合や個人の思想・言論については対象とされていませんが、差別の解消に向けた取組をそれぞれの立場で自発的に行っていくことが期待されています。

世帯と人口

—平成28年 5月1日現在—
世帯 34,755世帯
人口 81,396人
（前月比 47人減）
男 40,658人
女 40,738人



人々が住みやすいまちになることを目指しています。

困ったときはご相談ください

市には、障がいのある方や家族などの悩みを相談できる窓口がありますので、お問い合わせください。

問合せ 障がい者支援課障がい者相談係（直通558・115）